

東京大学大学院総合文化研究科図書館規則

東京大学大学院総合文化研究科・
教養学部教授会
制定 平成16年3月18日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第13条第1項の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科図書館（以下「本館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 本館は、東京大学大学院総合文化研究科及び東京大学教養学部後期課程における研究及び教育に資するため、図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、その有効な利用を図るとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、管理・運営することを任務とする。

(組織)

第3条 本館に館長を置く。

- 2 館長は、大学院総合文化研究科及び教養学部（以下「研究科等」という。）の教授のうちから、研究科等教授会の承認を得て、研究科長が任命する。
- 3 館長は、本館の管理及び運営を総括する。
- 4 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 館長が欠けたときの後任の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 本館に係わる事務は、教養学部等事務部図書課が処理する。

(東京大学大学院総合文化研究科図書委員会)

第5条 本館の運営に関する重要事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(利用)

第6条 本館の開館日、利用方法等については、委員会が別に定める利用規則による。

第7条 本館の利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東京大学（以下「本学」という。）の教員及び職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 図書館資料の利用を申し出た学外者
- (4) その他館長が認めた者

第8条 本館の利用者は、利用規則に従わなければならない。

- 2 館長は、前項の規則に著しく違反した者に対し、本館の利用を停止することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2. 東京大学大学院総合文化研究科図書館長選考内規（平成16年3月18日制定）及び東京大学大学院総合文化研究科図書館利用規則（平成16年3月18日制定）は、廃止する。
3. この規則の施行の際、現に館長である者の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。